

# 宮代シルバー通信

あけまして  
おめでとうございます



真砂佳典理事長

**年頭のご挨拶**  
新年のお慶びを申しあげます。皆さまにおかれましては新たな気持ちで、新年を迎えた事と存じます。

会員の皆さまのご協力により、当センターが維持されていることに深く感謝申し上げます。また、宮代町役場をはじめ、多くの企業・団体・個人のお客様のご理解とご協力を得て、事業を推進していることに厚く御礼申し上げます。

お陰さまで当センターは、請負事業・派遣事業とも順調に推移しています。会員数も長年180名前後での推移でしたが、昨年11月末によくやく200名を超える、12月末時点で203名となりました。今後とも会員の拡大は最優先に取り組む必要があります。

昨年度は2件の物損事故に対し、今年度は1月時点で物損事故5件、人身事故1件（落による腕の骨折）が発生しています。高齢化に伴う体力・健康状態の低下は誰しも避けられません。ご自身の健康状態を客観的に判断され、相応の仕事に就かれる事をお願いします。

2025年度は「第二次中・長期5ヶ年計画」の初年度になります。昨年4月より、いきいき埼玉、宮代町役場健康介護課の参加を賜り、今後の5ヶ年計画策定に向け討議を行ってきました。今後の5ヶ年計画は社会基盤の変化から課題は山積しています。特に、超高齢化に伴う事業の継続は、これまでにはない取り組みとなります。皆さまの活力に満ちた一年となることを祈念し新年の挨拶と致します。

【紙面案内】

1頁 年頭のあいさつ

2頁 令和6年11月理事会報告

1

公益社団法人  
宮代町シルバー人材センター  
埼玉県南埼玉郡宮代町山崎3番地  
TEL0480-37-1353 FAX048037-1951  
✉ miyashiro-sjc@rondo.ocn.ne.jp  
会員数203名(男146・女57)



シクラメン 花言葉：憧れ



新井康之町長

**年頭のご挨拶**  
新年あけましておめでとうございます。  
宮代町シルバー人材センターの会員の皆様におかれましては、晴れやかな新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

また、日頃から地域のために幅広い分野でご活躍いただき、誠にありがとうございます。豊富なご経験と確かな技術を生かした皆様の活動は、地域社会の支えとして欠かすことのできないものです。この場をお借りし、心より感謝申し上げます。

さて、当町におきましても、少子高齢化の進行と共に多様な課題が生じてあります。その一方で、高齢者の皆様がこれまでに培った知識や経験を地域で還元していただけることは、大変力強いものを感じてあります。町といたしましても、この貴重な力を地域活性化につなげるため、皆様の活動を一層応援するとともに、「高齢者が自分らしく、いきいきと生きるまち」の実現を目指してまいります。

新たな一年が、皆様にとって充実した年となるよう、全力で町政に取り組んでまいりますので、本年も皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本年が皆様にとって希望に満ちた一年となりますよう、そしてシルバー人材センターのさらなる発展をお祈り申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。



【紙面案内】

3頁 3駅クリーン作戦

4頁 事務局からのお知らせ

# 令和6年度11月理事会だより

## 決裁事項

### 1. 令和7年度配分金単価確定の件

配分金単価検討委員会2回を経て（東部ブロックのレベルを参考に職群別単価基準を統一化）9月理事会にて承認された。宮代町との折衝においても容認された。

11月理事会にて確定、承認された。（令和7年4月より適用）

### 2. フリーランス新法に伴う契約変更の件

令和8年度4月から契約変更を行うことが承認された。

### 3. 会員の入会について

入会者2名が承認された。退会者は0名であった。

## 協議事項

### 1. 第五回中・長期計画策定委員会開催の件

12月20日 すてっぷ宮代にて開催

- ・埼玉59センターの傾向分析
- ・前回の「二次計画案」の検討
- ・今後の討議スケジュールの確認

### 2. 令和7年度事業計画策定に向けて

- ・1月理事会にて草案の討議
- ・3月理事会にて計画案の確定
- ◎1月理事会までに各専門部会より以下を提出する
  - ・令和6年度の計画と進捗状況
  - ・令和7年度の活動計画

## 報告事項

### 1. 事業進捗報告

10月受託事業収益は前年度比105%の見込み

## 2 事業実績報告

**9月** 受託累計件数284件、  
11.5百万円  
会員数197名・就業率72%  
派遣97万円 5月より前年上回る  
9月累計 3.9百万円

**10月** 受託累計件数316件、  
13.3百万円  
会員数199名、就業率71%  
派遣139万円 5月より前年上  
回る  
10月累計 5.3百万円

### 3. フリーランス新法関連講義受講の件

「シルバー事業情報交換会議（オ  
ンライン）」：YouTubeにて受講  
(11/11～12/10)  
全理事・監事は必ず受講する。受講  
環境のない方は事務所で受講可能

## 専門部会報告事項

### 1. 事業部会

- 新規事業開拓と仕事探索
- ・指定管理を受けた仕事の下請けを  
ねらう
- ・80歳以上でもできる仕事をさが  
す
2. 現在の職群別設置要綱の問題と  
課題を抽出し見直す

### 2. 安全委員会

- 物損事故 2件
- 傷害事故 1件
3. 「安全のしおり」の改定
4. 今年発生した物損事故・5件の免  
責負担金の確定

「安全のしおり」の基準に  
反して事故を発生させた当事  
者に対して免責負担金を科す  
違反適用項目数×掛け率（違  
反の度合）：

1,000円～30,000円  
→理事会での承認を求める

事故調査書の発行→委員会での弁  
明→理事会での承認→免責負担金の  
納入

5. 12月安全パトロール トクホン班

### 3. 総務部会

- 適正就業の徹底については合同部  
会にて担当する
- 履行確認書 変更案検討後、4月  
より実施する
- アリーナの契約（役場と昌平）が  
令和8年切れるので、シルバーの  
要望を役場に伝える
- ・役員報酬 年会費について改定で  
きるよう検討する

### 4. 広報部会

- ・広報みやしろ12月号へ会員募  
集を掲載
- ・独自チラシを11月配布
- ・イベント企画アンケートを集計  
中、中・長期計画に反映する。
- ・3駅クリーン作戦を11月16日  
(土)に実施 44名の参加
- ・シルバー通信11月号発行 次回  
は1月号 握力測定の記事掲載で  
5名が来所、測定した。

## 安全のしおり

このしおりは、会員の安全就業  
に必要な事項を定め、就業に伴  
う事故を事前に防止することを  
目的としています。会員は就業  
しようとするときには、この基  
準を遵守し、あらゆる事故の発  
生防止に努めなければなりません。  
本基準書に違反して事故を  
発生させた場合はその責任の度  
合により個人負担を科します。  
よく読み込んで安全で健康な就  
業に努めましょう。



# 3駅クリーン作戦実施



## 3駅クリーン作戦を終えて

実施：11月16日（土）  
9：00～11：00 晴れ

参加人数：44名

活動場所：東武動物公園駅・姫宮駅  
和戸駅

当社は、天気にめぐまれ各駅周辺のゴミ拾いを行いました。参加会員各位のご協力に対し感謝致します。姫宮駅では、森田理事挨拶の後、東口・西口に分れ作業を行いました。作業中「だいぶゴミが少なくなりましたね」との会話をしながら空き缶等を集め、各自が持ち帰りました。以前と比べゴミが少くなつたと思いますが、さらなるマナーアップが必要を感じた一日でした。この活動は町民にセンターの存在を周知し、仕事、新会員の増加をはかる目的があり、今後も継続する必要があります。

最後に当日、宮代高校の学校説明会が行われてあり、生徒達が案内を行っておりました。又、作業中に生徒さんから「おはようございます」の挨拶を受け楽しい一日となりました。

広報部会長 関根 韶



姫宮駅



和戸駅



東武動物公園駅



## 自転車のスマホ・酒気帯び罰則強化

令和6年11月1日施行

令和6年5月24日に道路交通法の一部を改正する法律が公布され、自転車運転中における携帯電話使用等の罰則規定が整備されました。

いわゆる「ながらスマホ」について

改正前：5万円以下の罰金

### 改正後

主に交通事故を発生させるなど、交通の危険を生じさせた場合

**罰則：1年以下の懲役又は30万円以下の罰金**



上記以外で、手で携帯電話等を保持して、通話や表示された画像を注視した場合

罰則：6ヶ月以下の懲役又は10万円以下の罰金

### 自転車の酒気帯び運転等

自転車の飲酒運転は、**飲酒の程度にかかわらず禁止されており**、いわゆる酩酊状態で運転する「酒酔い運転」のみ処罰の対象でしたが、酒気帯び運転についても罰則規定が整備され重罰化されました。

改正前：罰則：なし

### 改正後

**罰則：3年以下の懲役又は50万円以下の罰金**

酒気帯び運転とは

血液1ミリリットルにつき0.3ミリグラム以上又は呼気1リットルにつき0.15ミリグラム以上のアルコールを身体に保有する状態で運転する行為



すべての自転車利用者に対する乗車用ヘルメットの着用が努力義務となりました

主な禁止行為事項

- ・飲酒運転・信号無視・指定場所での一時不停车・車道の右側通行・夜間の無灯火運転・並進通行・ブレーキ整備不良・反射器具の未着装・携帯電話の使用・イヤホンの使用・傘さし運転
- これくらい大丈夫と思わず、自分の身を守るためにも必ず守りましょう。

### 事務局からのお知らせ



#### 11月～12月入会者名

7班：手島 瓦さん	2月分 3月21日(金)
12班：網中 豊延さん	3月分 4月21日(月)
13班：三竹 良久さん	4月分 5月20日(火)
15班：天津 正子さん	

以上の4名です。



#### 配分金支払日

2月分 3月21日(金)
3月分 4月21日(月)
4月分 5月20日(火)

#### 配分金支払い証明書

令和6年度確定申告が必要です。  
お受け取りがまだの方はセンターへお寄りください。



#### 姫宮神社 新春御祈願

令和7年1月6日(月)一年間の安全と事業繁栄を姫宮神社にて御祈禱いただきました。

#### 編集の小径

明けましておめでとうございます。昨年の世相を反映する一文字は“金”でした。パリ五輪での活躍振りを表して選ばれたそうです。今年の年末にはどんな文字が選ばれるでしょうか？漢字には一字で幾通りかの読み方があり、“金”は「〇〇ガネ」でも話題になりましたね。編集作業で度々接する“高齢者”「齡」の文字は「よわい」と読まれますが……。今年も元気で安全に就業して、高齢者は決して「弱い」では無いことを証明する良い年にしましょう。 お手元の「安全のしあり」をご参考に…。(S)